

政治活動用の事務所に掲示する「立札」及び「看板」の類の制限等について

公職の候補者または公職の候補者になろうとする者（現に公職にある者を含む。以下、「候補者等」という。）及び当該候補者等の後援団体（兵庫県選挙管理委員会に政治活動団体として届出し、当該委員会に登録されているもの）が、**政治活動のために使用する事務所**において掲示する立札及び看板の類（以下、「立札等」という。）については、次の制限があります。

ア 立札及び看板等の総数

選挙の種類	候補者等 が掲示	後援団体 が掲示	証票交付の申請先
市長選挙	6 枚まで	6 枚まで	市選挙管理委員会
市議会議員選挙	6 枚まで	6 枚まで	市選挙管理委員会

証票の例示

政治活動事務所用立札看板

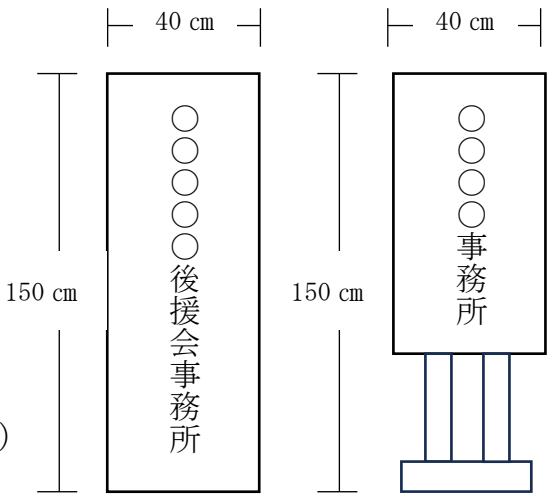
令和〇〇 年 〇〇 月末 まで有効

NO. 9 9 9

小野市選挙管理委員会

イ 事務所ごとの数の制限
1つの事務所に、2枚まで掲示できます。

ウ 大きさの制限
縦150cm以内、横40cm以内です。
（足を付けた場合は、足の長さも含みます。）
縦長、横長いずれでも構いません。



エ 市選挙管理委員会が交付した証票の貼付（上記の「証票の例示」参照）
立札等の1枚ごとに、市選挙管理委員会が交付した「証票」を、前面の見えやすいところに貼り付けてください。貼付のないものは掲示できません。

オ 掲示する際の注意事項

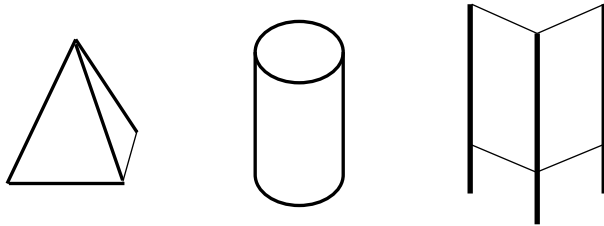
立札等は、政治活動のために使用する事務所がある場所に掲示することができますが、次の場所には掲示できません。

- ・ 掲示を届け出た以外の場所
- ・ 事務所の実態がない場所
- ・ 道路を挟んで事務所の向かい側
- ・ 事務所から相当離れた場所

その他の注意事項としては、

- ・ 道路標識やカーブミラーといった公の工作物に許可なく取り付けることはできません。
- ・ 立札等には、選挙活動にわたるものを記載できません。
- ・ 電光式や電灯内臓式のものは、立札等として認められません。
- ・ 選挙運動期間前に掲示した立札等は、選挙運動期間中も継続して掲示できますが、選挙運動期間中に新たな立札等は掲示できません。
- ・ 証票には有効期限があります。更新手続き等に注意してください。
- ・ 立体的なものや、複数面に記載があるものは、掲示できません。

掲示できないものの例示



カ 掲示場所の変更、掲示の廃止

掲示場所を変更する際は、予め市選挙管理委員会の相談のうえ、届出を提出してください。

掲示を廃止する場合も届出が必要です。

キ 罰則規定

証票の貼付や、立札及び看板の類の大きさまたは掲示場所など公職選挙法違反があった場合には、公職選挙法第243条の規定により2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処されます。

本件問い合わせ先

小野市選挙管理委員会事務局

電話 0794-63-1000（代表）